

<研究ノート>明治期公立小学校「屋外運動場」の形成過程に関する研究東京都の小学校の事例から

清水, 永一 / Shimizu, Eiichi

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

公共政策志林 / 公共政策志林

(巻 / Volume)

6

(開始ページ / Start Page)

187

(終了ページ / End Page)

201

(発行年 / Year)

2018-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014462>

明治期公立小学校「屋外運動場」の形成過程に関する研究 東京都の小学校の事例から

清水 永一

要旨

公立小学校の学校空間は校舎・屋内体育館・プールなどの建築物・構築物とそれ以外の空地で構成されている。この空地は校庭と呼ばれ、あるいは運動場と呼ばれる。本論文は、この空間が創生された経緯と過程を探るものである。この空間でいつごろから、どんな体操・運動が行われてきたのか。明治時代の文部省の小学校の体操という教科に対する考え方を探り、それを実践する現場である屋外運動場という施設がどんな考えで整備されてきたのか。東京府の農村部と近郊の公立小学校の事例を比較して検証する。公立小学校はその学校が存する自治体が創設する。学制により小学校が創設された当初は、どこの自治体でも急増する就学児童を学ばせる教室の確保で手いっぱいであった。今日では当たり前前に併設されている運動場も用地がなく、それを整備する予算もなかった。明治政府が学制を制定した当初、文部省内でも教育制度の未整備な時期が続き、資金不足から運動施設補助制度もなく体操教科の選定、授業配分時間数等の内容は変化した。これは新生明治政府の西洋をモデルにした教育制度、教科課目の「日本化」が確定できない模索の過程であった。これらの制度等がほぼ確定したのは初代文部大臣森有礼が就任する時期である。第一回帝国議会が開催され、大日本帝国憲法が公布された時期に体操が正式科目となり、合わせて運動場施設整備が進むことになった。本論文の時代背景は、江戸時代末の寺子屋から明治新政府による学制に基づく尋常小学校が各自治体に創設された明治初期から帝国議会開催、大日本帝国憲法公布までの時期とする。

キーワード

屋外運動場 体操 公立小学校 設備準則 教則綱領 教育勅語

はじめに

「校庭」という言葉を辞書・事典類で引くと次のように定義されている。「学校の運動場や庭」「学校の庭や運動場」、「学校の屋外運動施設」、「学校の庭・運動場」等である。

この定義からは「庭」と「運動場」の違いは見えなく混用され、あいまいな学校空間と捉えられている。小学校敷地には、校舎、体育館（屋内運動場）、水泳プール（屋内外ともある）などの建築物・構築物があり、屋外には面積が一番広い屋外運動場、学

校園、学校林、生垣、花壇、庭木、記念樹、動物小屋などがある。以上のような建築物・施設が公立小学校空間を構成する。校庭は遊戯場（遊び場）か体操その他の運動競技をする運動場かという議論がある。本論文の研究対象は、東京都に存する公立小学校の数ある屋外施設の中で一番大きな面積を占める屋外運動場が形成された経緯と過程を学制公布から明治中期までたどる。あわせて、明治期の文部省の教育政策と教育現場の市町村立の小学校は文部省が発する勅令、省令、規則などにどのように対応したのか。寺子屋（庶民の学校）からどのように近代的

な小学校に変貌できたのか。またその過程でどんな課題があったのか。小学校屋外運動場が成立する経緯・過程を分析することで検証する。研究方法として文部省の法律、通達類、東京都、渋谷区、青梅市等の教育史、西多摩地区の学校創設100周年誌などを史料・資料とする。このことで「校庭」と「屋外運動場」という言葉が、今日まで混同されあいまいな意味で使用されてきた理由とその背景を見いだせると考える。

1. 校庭・運動場とは

初めて新聞に「うんどうば運動場利用」の記事¹が掲載されたのは1878年文部省付属体操伝習所が新設され20年も過ぎてからである。このころまで運動場、体操という言葉は市民の間では認知されていない。記事は「都会では子供たちが遊べる場所がないのに囲われた学校の運動場は空いている。ニューヨークのある区では学務委員に請願書が届き市中の諸学校の校庭を平常の放課後3時から6時、8月の休みには近隣の児童、保護者付きの幼児に終日開放している」と書く。1915年読売新聞は「児童遊戯場と指導教師」という記事²で数年前、児童運動施設期成会が設置された。東京市は必要性を認めているが財源不足でできないので小学校校庭が解放されると地域の子供たちが誰でも遊べる場ができる。都会の遊び場不足は恒常的で、地域住民には小学校校庭は運動場というより安全な遊び場・広い庭ととらえられてきた。遊び場には体操教師も必要で、その教師養成を急ぐべきだ。

各地で実施されている小学校校庭を地域の児童・市民に遊び場として提供すべきであるという現在まで続く校庭開放の要望は明治時代からあった。

寺子屋時代、その教場になった寺社、個人の庭は遊び場にする程度で運動場と呼べるような広い面積の運動できる場ではなかった。寺子屋は読み・書き・算盤を教える教場で、その庭は勉強の休み時間の息抜き・遊戯の場であった。学制発布後多くの小学校が開校されたがその多くが寺子屋からの移行であり寺社の境内地、個人の住宅であった。境内地、

庭が近代的な「小学校」の校庭になったわけである。現存する当時の写真を見ると植木を植えた庭や生垣になっている。今日、校庭と呼ばれているのはこの時代のなごりかもしれない。

寺子屋から近代的な小学校に移行する時期、日本はまだ農業国であった。特に農村部の児童たちは自然の野山で自由に遊べた。農民人口が多いこの時代の日本人の意識の中では、運動は遊びと同じで非生産的な活動で必要がないものと捉えられていた。学校でも運動はやるものではないと考えられていた³。

2. 公立小学校の形成期

2.1 西多摩地域の小学校

開校当初は、どこの小学校も教室確保が最優先課題であった。青梅地区では寺子屋が小学校になった所が多い。学制発布で町村には小学校設置が義務付けになったが新しい制度の学校創設は資金、場所ともに難しく、江戸時代からの庶民学校、寺子屋・私塾を再編成し新制度の小学校に編成し直したところが多かった。この地区では1873年6月、23の小学校創立届が一斉に神奈川県に出された。23校の内19校が寺社、個人住宅⁴である。当時の全国の様態でも約70%が寺社・民家の借用の教場から出発していたと言われるがそれより高い率を示す。この寺社等を借用して校地・校舎にした借用型の小学校の状況がわかる。多摩郡友田村が神奈川県に提出した小学校創立届⁴の一部を引用する。

「第八中学区武蔵国多摩郡第十三区 友田村 第二百七番

- 一 友華学舎 右村 華藏院
- 一 仮教師一等授業生 華藏院住職 小泉○雅
- 一 生徒 八拾九人 内 男五十人 女三十九人
- 一 資費糾募金百円 別冊出金簿通

右之通取極候二付来七月五日開業仕候間此段御届申上候以上

明治六年第六月右村

副戸長 小沢勇右衛門

戸長 細谷五郎右衛門

神奈川県権令 大江 卓殿

教場は寺を借用使用したため学校開設資金も100円と少額である。他の学校を見ても、生徒数によるが上限400円で開設されている。資金のみならず教師適格者不足もあり訓導（正式の教員免状を持つ）は23校中4人のみであった。学校施設、教科の未整備、教師不足と教育成果を上げるための基盤が未整備の状況だった。

「学制」という近代的教育制度・行政組織はできたが、学校を持つ町村は土地・建物・先生・教材などを用意しなければならず大変な金、人、場所が必要であった。新設小学校建設には篤志家の寄付金、学校用地・建物などの貸与・寄贈によるところが多かった。

2.2 公立小學校設立伺（渋谷学校）

現在の渋谷区にあたる第八大区一小区（南豊島郡下渋谷村）戸長兼学区取締が、第二中学区内第二十九番に公立小學校設立伺⁵を1877年11月21日、東京府知事に提出した新設小學校設立届である。先に見た西多摩郡の小學校と、設立状況が異なる。

「丙三三九一

公立小學校設立伺

- 一 學校位置 第二中學区内第廿九番小學區
第七大区壹小區下渋谷村百七拾壹番地
- 一 校地坪數 三百五坪 内 百五拾五坪 學校地 百五拾坪 借地
- 一 建家坪數 四拾五坪半
上記新築之繪図圖及其費用二係ル区内集金別冊之通
- 一 校名 臨川學校
- 一 生徒 百名
- 一 教員 三名 但壹名二付三十三名受持之積
- 一 小使 壹名
- 一 書籍及器械
右品員數并對價別冊通
- 一 學費出納概額（略）

右出入差引一ヶ月拾六圓一ヶ月百九拾貳圓不足ヲ生シ候ニ付當区内協議ヲ口募集且反別及戸數割之義者追テ申上候

前條之通区内協議之上教則校則口制定規則ヲ遵守シ設立支度此段奉伺候也

第七大区壹小區

明治十年十一月廿一日 戸長兼學區取締 多田恭恪 印
東京都府知事 楠本 正隆殿

この臨川学校の設立経緯に関する記録は詳細で別冊の記録では臨川学校を設立するために学資金530円を村人から集めた。全出資者の身分、出資金額、氏名が記帳されている。最高寄付者は30円。最低が1円である。戸長1、士族13、寺住職6そのほか平民が73人である。明治初期でも士族、寺住職が多いので記録も残したこの村は、1932年に南豊多摩郡から渋谷区になった。村人の自治意識の高さ、新制小學校創設への期待の高さが表れている。学資金530円の用途は学校建設関係費が多い。古家解体費20円、土地開墾・生垣費15円、校舎建築費264円、かやぶき屋根費70円、井戸掘り費18円と学資金の7割以上になる。他に器械費（先生、生徒の椅子、テーブル費）、学校備品と書籍代、わずかの残金である。

この時期にこれだけのお金を集め新しい小學校を創設できたのは都市近郊の村だからである。西多摩地域の多くが寺子屋等からの移行小學校が多いのと比較して、経済力の地域格差があった時代といえる。文部省もこの地域間の経済力の違いはよく把握しており勅令条文中の但し書きはこの事実を意識した記述が多い。

2.3 地方自治体財政を圧迫する学校建設費

質の高い教育はその施設・設備の整備状況による。文部省は戸長、学務委員などを通じて上から保護者に児童を就学するよう勧奨した。これが児童の就学率を高めた。都市部は農村からの人口増で就学児童数は急増し教室不足が生じた。校舎建設資金、学校敷地拡張資金と学校関係者は資金調達に追われた。「渋谷区教育史」は多くの学校の増築、改修、拡張工事の記録を残す。

2.4 就学児童数の増加

就学児童数は文部省就学勧奨策もあり、日清、日露の二つの戦争があったにも関わらず着実に伸び

た。明治初頭から日本が目指した教育の近代化が確実に実績を積み重ねた。一方、地方自治体は学校・施設建設費などの資金捻出に苦慮した。

学校増改築の経緯を以下の記録から見ると、3年から10年未満の間に校舎増改築・校地拡張を繰り返さざるをえず狭い校地に校舎を増築し遊技場・運動場も狭くなった。

2.5 校舎増改築・校地拡張の記録

図表1 校舎増改築・校地拡張の記録 渋谷小学校
1877年3月開設

番号	件名	年月日
1	小学校教場増築	1883.9.17
2	渋谷小学校並分教場修築	1887.7.9
3	増築並修補	1891.12
4	校舎増築	1901.7.6
5	校舎新築並改築	1902.9.20
6	校地増加	1911.5.4
7	校舎増築	1911.5.18

出典：渋谷区教育委員会『渋谷区教育史 資料編』⁶

図表2 渋谷小学校校舎増築図面（1901年）



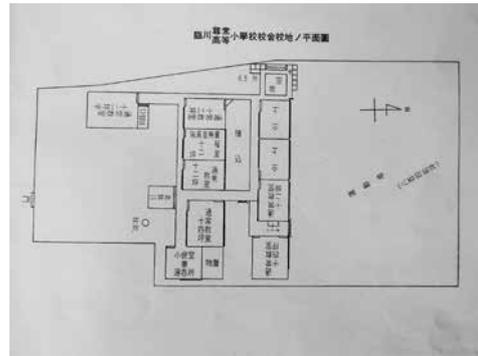
出典：渋谷区教育委員会『渋谷区教育史 資料編』⁷

図表3 校舎増改築・校地拡張の記録

番号	件名	年月日
1	校舎増築	1888.9.21
2	増築並修補	1891.11.21
3	校舎引移並増築	1895.12.3
4	校舎増築	1901.7.6
5	校舎増築	1906.8.7
6	校舎増改築	1908.4.11

出典：渋谷区教育委員会『渋谷区教育史 資料編』⁸

図表4 臨川小学校校舎増築図面（1901年）



出典：渋谷区教育委員会『渋谷区教育史 資料編』⁹

この臨川小学校は上記図面から、運動場と書かれその面積は840坪で生徒が約400人である。文部省の作成した設備準則施行規則による運動場基準（児童一人当たり一坪）に則ったモデル校である。だから「運動場」と明確に記載されている。一方同時期に増築した渋谷学校は、図表2から生徒数が464人のところ狭い「遊歩場」が240坪校舎に囲まれ、分断された空地としてあり設備準則施行規則による運動場基準（児童一人当たり一坪）を満たさない「遊歩場」である。児童の運動が支障なく実施できるだけの面積がある空地を「運動場」と定義し、これに不向きな形状、面積不足の空地に対しては運動場と区別して「遊戯場」と解釈していたと考えられる。

以上のように次々に増改築、校地拡大、運動場の確保、整備せざるを得ない状況は区市町村の財政を圧迫し住民に大きな負担を強いた。渋谷小学校に関する上記図2渋谷小学校並分教場修築（1883.9.17）の史料によれば修築費の捻出に苦慮した様子が記されている。

2.6 上渋谷村・中渋谷村連合共有金処分法臨時村会議

1887年上渋谷村・中渋谷村連合共有金処分法臨時村会議が開催された。ここでの議題は51円の通信省貯金を解約し、渋谷小学校修繕、器械新調及分教場新築に支出することであり、原案通り可決した旨の届出¹⁰が府知事あてに出されている。また、渋谷小学校分教場の新築及雑費不足について教育補助費として31円26銭2厘の同年度収支追加予算及収入不

足追徴議決がされている。その理由は、従来学校運営経費に繰り入れていた学資金預け入れ利子がなくなった。そのため村の教育補助金が増加するので、両村の住民から、地方税法上の戸別割で税金を賦課するという議決書¹¹である。これらは教育令改正¹²20条、21条にあるように、公立学校教場の費用に関する一連の手続きである。当時の村は予算も人も少なく、また行われる事業の種類も少ない。その中で小学校教育予算が多く配分されていた。4割以上の予算が教育補助費名目で計上された。小学校関連資金調達が自治体の難題であった。

2.7 明治二十年度南豊嶋郡原宿村穂田村小学校経費豫算

教育補助金を村財政から補助する説明理由の添付書類が東京都知事あてに提出された。

穂原小学校費収支明細表

図表5 支出

	科目	単位(円)	使途・適用
1	俸給	84	訓導1人月俸7円、年俸84円
2	雑給	12	小使1人月給1円、年俸12円
3	生徒費	11.15	賞與品買上費
4	需用費	47.85	消耗品1円、16円85銭 備品費、修理費30円等
5	雑費	19.2	借家料
	合計	174.2	

出典 渋谷区教育史 資料¹³

図表6 収入

	科目	単位(円)	使途・適用
1	授業料	58	生徒40人。1人月平均13銭1厘8毛18
2	学資金利子	12	学資金(学校寄付金)200円利子
3	村費補助	104.2	村予算から
4	合計	174.2	該当なし

出典 渋谷区教育史 資料編¹⁴

明治初年、異例ともいえる学校建設資金調達方法¹⁵が西多摩郡青梅町であった。1876年11月に「青梅学校資価十会講」という宝くじが開催され44円を調達したとされる。莫大な学校建設費を捻出するために住民への過大な税、授業料負担、寄付を強いることが難しいと判断した苦肉の策であった。

3. 屋外運動場創成期

3.1 運動場用地確保への動き

1892年7月文部省大臣官房会計課により出された、『小学校建築図案』¹⁵がある。東京都の紹介事例は、田に囲まれた南足立郡梅島小学校と南豊島郡大久保尋常・高等小学校の二例である。大久保尋常・高等小学校を新築するには広い土地が必要であった。畑に建てられたらしく新築後も隣地は畑と記載されている。図面下部に、夏冬の温度、風向き、建築費(1500円)、校舎建坪(200坪)、敷地面積(凡そ470坪)、他に体操場あり、生徒数300人とある。他に体操場があると記載あるがその場所、形状、面積等の記載はない。又校舎の場所以外の空地についても運動場あるいは遊戯場の記載もない。

3.2 文部省『学校建築図説明及設計大要』

1895年『学校建築図説明及設計大要』¹⁶が文部省同課で出されている。その総説には次のような記載がある。

「(四) 体操場ハ成ヘク敷地ノ南方又ハ東方ノ位置選ムヘシ 又 第二章 小学校 (イ) 概説で「小学校ノ建築ハ明治二十年十一月文部省令第十五号小学校設規則ノ旨趣ニ基キ (中略) 体操場ハ危険ノ虞ナキ場所ヲ選ムハ勿論設計ハ授業上管理上衛生上ニ適合シ然モ其民度ニ対シ権衡ヲ得サレハ (後略)

(二) 校舎の敷地は生徒一人二付き二坪以上ナルヘシ

但シ寄宿舎食堂教員住宅雨中体操場ナドニ要スル敷地ハ本分以外トス」

「体操場」の設置を求め1891年11月に改正された「小学校設備準則」に基づく説明があるが参考掲載された小学校建築事例では、具体的な数字、図面への数字の記載、運動場の記載もない。学校建築をする場合の要点、生徒一人あたりの敷地面積など基準の数字は示されたが、変わらない就学児童数の増加での増築、平屋校舎が多く十分な運動場面積は取れなかった。

3.3 この章のまとめ

学制が敷かれ小学校義務教育化がすすめられた

が、小学校創設は自治体であり、自治体は校地取得、校舎が建設できる程度の財政力しかなく、運動場まで確保できない状況にあった。その中で住民、行政が一体となり教育の重要性を認め学校を建築する意思が強く働いていた。就学児童数の増加は望ましいが、学校建築・設備の整備が重かった。この課題は都市部、農村部にも共通で学校を創設する自治体の財政不足、屋外運動場不足状況とは別に、文部省は、設備準則施行規則による運動場基準（児童一人当たり一坪）を望んだ。しかし児童数の増加、財政難等で屋外運動場整備までできなかったのであろう。

4. 教科としての体操

4.1 体操が正式教科になった経緯

3章では、教育の行われる施設である学校の設備について学制後の状況を考察したが、小学校における教科課程・教授方法の基本を決めることは、教育施設である外形的な設備も大事だがそれ以上に重要課題である。体操教科がどのような変遷をたどったかを検証することで学校屋外教育施設の屋外運動場の重要性がわかる。

文部省は、学制¹⁸第二十七章以下に、下等小学教科 一綴字読並盤上習字（中略）そして十三に体術（後略）として、上等小学校教科にも体術を教科としてあげていた。上等小学校の教科は博物学、化学そして外国語、天球学まで多岐にわたった。模範とした欧米並みの「文明開化」を早急に実現するには教育内容の充実が重要であった。明治新政府の意気込みは多岐にわたる教科目の採用からも伝わる。しかしながら「読み・書き・算盤」三教科の寺子屋から欧米をモデルとした近代的な多くの教科目を改造・移行期の小学校に求めることは無理がある教科目計画案であった。

文部省は1872年「小学教則」¹⁹を公布し小学校の教科課程・教授法の基本方針を明示した。しかし上記の「小学教則」¹⁹、「小学教則概表」²⁰、「小学教則改正」²¹とその付表にも「体術」の教科項目の記載はなく授業時間数の割り当てもない。

1879年「学制」が廃止され「教育令」²²が布告された。この目的は地方官の監督権限を緩め地方の民

度に適合した教育を目指すものであった。しかし、教育令第一条で教育事務（学校・幼稚園・図書館等）は公・私立学校の別なく文部省が統括するという中央集権の仕組みは堅持された。二条では学校の種類は小・中・大学校、そして学校専門学校その他の学校とされた。この教育令第三条に「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授タル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情况ニ随ヒテ罽毬唱歌体操等（後略）」と初めて小学校教科として体操が明文化された。しかし「土地ノ情况ニ随ヒテ」どこの小学校にも運動具・運動場があったわけではない。校地の狭さ、追い付かない教室の増築と運動場の用地確保は厳しかった。教科を教える教師不足ばかりでなく教科を実施できる設備である校舎・運動場が未整備であった。一方保護者の間でも近代的な体操に対する反発をもつ者もいた。「体操ハ品行ヲ暴ラクス」「唱歌ハ無益ナリ」²³と1888年の「北多摩郡教育会報告書」にも記されているが、西欧化された近代的学校教育（体操もその一つ）に対して根強い抵抗があった。心身を鍛錬する江戸時代から続く武道、剣道が洋式体操よりも勝るという考えが根強く武士以外の庶民の間にもあった。

都市と農村の経済格差も大きく明治末でもまともな運動具、場所もなく体操場が田舎の小学校に定着するにはその後長い年月を要した。農村地域での校舎不足・運動場不足・教師不足は都市以上に経済的な理由で深刻であった。西多摩郡長岡尋常小学校の史料²⁴絵図を見ても校地面積は狭い。この尋常小学校では木製の垂鈴（鉄製もあったが）、木製の木馬を使い跳馬のような体操を近隣の小学校の先生（資力が乏しい地方にあった巡回教員）が教えた。

この時期、文部省は校舎未整備、体操教科の未確定の中で体操が果たして全国レベルで採用できるか疑問視していたと思われる。だから体操も教科の中に加える可能性を示すのみだった。

4.2 小学校教則綱領²⁵

1881年小学校教則綱領が通達された。

「第二条 小学初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トス

等教育の普及と教員養成の充実の最大化を図ったのである。この後、小学校の体操に兵式体操が導入された。その具体的内容については今後の課題とするが軍隊式の集団訓練を通して「順良」「信愛」「威重」の三気質を養い、尊皇愛国の士気を練磨することを目的としたものである。これが体操の時間が多くなった主な理由である。

1886年、体操伝習所で現役を退いた陸軍歩兵下士官が兵式体操及び軽体操の教員として養成され学校に派遣された。第2次世界大戦終了まで学校体育の主流を占めた屋外運動場が体操実施の場として本格的に機能し始めるのは兵式体操が学校へ導入(1886)されてからであった。1890年の〈改正小学校令〉や翌年の〈小学校設備準則〉において、体操場という用語が正式に使用された。1899年に発せられた〈学校令施行規則〉ではその体操場は屋外体操場と屋内体操場に分けられた。とくに1900年の小学校令改正で体操が小学校の必須科目に位置づけられ、屋外体操場(運動場)面積基準ができその設置が義務づけられた。この一連の流れを文部省の省令、規則などからたどる。

4.4 小学校令²⁷

1890年小学校令が発布された。

「二条 小学校ハ之ガ分テ尋常小学校及高等小学校トス

三条 尋常小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術体操トス土地ノ情況ニ依リ体操クコトヲ得(後略)

四条 高等小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術日本地理日本歴史外国地理理科図画唱歌体操トス(後略)」

体操は小学校令三条で尋常小学校、四条で高等小学校の正式教科として条文化された。小学校令が出されてから10年、1900年小学校令施行規則が公布された。

小学校令施行規則内の教則に関する条文では「第十条 体操ハ身体ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ

兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」

小学校児童の体力作り、健康づくり、精神の鍛練、規律と共同生活の習慣を養うなど体操の効能を書く。

「尋常小学校ニ於テハ初ハ適宜ニ遊戯ヲ為サシメ漸ク普通体操ヲ加ヘ授クヘシ高等小学校ニ於テハ普通体操ヲ授ケ又遊戯ヲ為サシメ男児ニハ兵式体操ヲ加ヘ授クヘシ」

尋常小学校においては低学年では遊戯、そして学年が上がるに従い普通体操を高学年には兵式体操を併せて教える。

「土地ノ情況ニ依リ体操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戸外運動ヲ為サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ

体操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ」

尋常小学校においては低学年で遊戯、学年が上がるに従い遊戯に普通体操を加え、高等小学校では遊戯・普通体操をさせ男子には兵式体操を教えた。

文部省は1881年9月学務課に体操取調掛を設置し翌月10月に体操伝習所²⁸を設立した。

「第十七条 尋常小学校各学年ノ教授ノ程度及毎週教授時数ハ第四号表ニ依ルヘシ但シ土地ノ情況ニ依リ学校長ニ於テ体操ノ毎週教授時数中ヨリ一時ヲ減スルコトヲ得」

第四号表²⁹で尋常小学校一年生は遊戯、二年生から四年生まで遊戯と普通体操に、高等小学校では、一年、二年とも女子は普通体操に遊戯、男子は兵式体操になった。

「第八十九条 市町村立尋常小学校長ハ第十号表ノ様式ニ依リ学年ノ始ニ於テ入学シタル児童ノ学籍簿ヲ編製スヘシ 学籍簿ハ入学ノ児童ニ異動ヲ生シタルトキハ遅滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ」

上記条項に記載されるように児童をこの学籍簿で管理³⁰し、成績もつけた。現在につながる成績表の原型といえる。学業成績欄に修身、国語、算術の次に体操が位置付けられ主要な教科になった。

5 小学校屋外設備としての運動場

5.1 小学校令³¹では

「第十七条 小学校ニ於テハ校舍校地校具体操場ヲ備ヘ又農科ヲ設クル小学校ニ於テハ農業練習場ヲ備フヘキモノトス
特別ノ事情アルトキハ体操場農業練習場備ヘサルコトヲ得 (後略)

十九条 校舍校地校具体操場農業練習場ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣定ムル所ノ準則ニ基キ府県知事ニ於テ土地ノ情况ヲ量リ之ヲ定ムヘ」
校舎と屋外設備の体操場と農業練習場に関する規則がようやく明文化されることになった。

「第四十三条

- 一 校舎校地校具体操場農業練習場ノ供給及支持
- 二 小学校教員ノ俸給旅費等
- 三 小学校ニ関スル経費」

府県郡市町村の負担を明確にした。そして、1891年小学校令19条に基づき小学校設備準則を定めることになった。

5.2 小学校設備準則³²

「第一条 校地ハ日当リ好ク且成ルヘク開豁乾爽ナルヲ要ス校地ハ喧鬧ニシテ

第二条 授ニ妨アル場所、危険ナル場所、道徳上嫌忌スヘキ場所、停滞セル池水其他凡テ悪臭アリ若クハ衛生上ニ害アル蒸発気ヲ生スル場所ニ接近スヘカラス」

まず学校校舎を建築する校地の必須要件をあげる。自然条件では日当たりがよく、なるべく開豁(眺めがよく見晴らしがよい)乾いて爽やか所。校舎建築に不適な場所とし騒音、危険、道徳上嫌悪すべきところがないところ、よどんだ池、悪臭・衛生上害がある場所、有毒ガスが発生しない等をあげている。校地を選択するうえでは衛生上の問題があるので医師の意見を聞くようにと。当時の日本では、痘瘡・コレラなどの伝染病の大流行にさらされていた。学校はそれらの伝染病が伝播する危険な場所になる恐れはあった。その後整備される学校医制度、学校保健・学校環境衛生についての政策の方向がこの設備準則の規定に盛り込まれていたと考えら

れる。教育令³³の第四十四条、四十五条でまた小学校令³⁴の二十三条は上記の伝染病に患した児童の入学、登校禁止条項が盛り込まれていた。

体操場については

「第六条 体操場ハ成ヘク校舎ニ傍フテ備フルヲ要ス」

教科の一つとして確定することは、その教科の学習目的がきちんと達成される設備(屋外・屋内体操場)が必要で、機能を最大限発揮できる地理的な条件を明記したものである。近代的な教育制度である「学制」ができてようやく寺子屋からの移行の小学校から大日本帝国憲法に基づく教育制度の基礎を確立し明治政府も安定した時期にはいった。

5.3 小学校令改正³⁵

この小学校令改正で体操が小学校の必須科目に位置づけられ学校設備についてはより明確化してくる。以下の第二十九条以降の条文は

「第二十九条 小学校ニ於テハ校舎、校地、校具及体操場ヲ備フヘシ

第三十条 校舎、校地、校具及体操場ハ非常変災ノ場合ヲ除クノ外小学校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事情ニ依リ監督官庁ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十一条 小学校ノ設備ニ関スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府県知事之ヲ定ム」

これらの条項により児童の基礎的な教育の場小学校の基礎的な装置である校舎、校地校具、体操場設備のあり方と管理、そしてそれに対する主体者(国)の意志が明確に示された。

5.4 小学校令施行規則³⁶

1900年小学校令施行規則が公布されたがこの意義は大きい。この施行規則で教育の装置の場所である学校の設備とその中で行われる教育の中身と教え方である教則の具体的な基準が決定された。国による学校管理、生徒管理、学校経営等に関する細かな規則が決定した。学校設備に関する条項は以下のよ

うである。その基準が詳細決められ記載されている。

「第六十五条 体操場ハ分テ屋外体操場及屋内体操場トス

屋外体操場ハ方形若クハ之ニ類スル形状ニシテ其面積ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一 尋常小学校ニ於テハ児童百名未満ハ百坪以上トシ生徒百名以上ハ一名ニ付一坪以上ノ割合トス

二 高等小学校ニ於テハ児童百名未満ハ百五十坪以上トシ生徒百名以上ハ一名ニ付一坪半以上ノ割合トス但特別ノ事情アルトキハ生徒一名ニ付一坪マテニ減スルコトヲ得

三 尋常高等小学校ニ於テハ児童百人未満ハ百五十坪以上トシ児童百人以上ハ尋常小学校ノ教科ヲ修ムル児童一人ニ付一坪以上高等小学校ノ教科ヲ修ムル児童二人ニ付一坪半以上ノ割合トス但シ児童百人以上ニシテ高等小学校ノ教科ヲ修ムル児童百人未満ナルトキハ百五十ノ外全校児童中百人ヲ超ユル児童一人ニ付一坪以上ノ割合ヲ以テ増スモノトス

四 特別ノ事情アルトキハ第二号及三号ノ規定中一坪半を一坪マテニ減スルコトヲ得

屋内体操場ハ雨雪ニ堪フヘキ設備ヲ為スコトヲ要ス

屋内体操場ハ土地ノ情況ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得

第七十六条 校舎ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小学校及私立小学校ノ校地選定シ又ハ変更セントスルトキハ市町村、町村学校組合又ハ設立者ニ於テ府県知事ノ認可ヲウケルヘシ」

運動場が小学校の付属施設として設置されるのは学制発布から30年以上の歳月を要した。就学児童の恒常的な増加のため常に教室不足で敷地の確保が難しい時代が続いた。特に山間地域の平坦地が少ない青梅地域あたりでは大型重機での土木工事もできない当時としては学校用地の確保も困難で運動場などは特に難しかった。急増する児童数を収容する校舎の建築が優先され、遊び場をつぶして校舎にせざるを得なかった³⁷また青梅地区特有の傾斜地で平坦な

土地が狭小³⁸であった。運動場面積は児童数と教室充足率の関係で決まる。就学児童数が増加するとゆとりの空間である校庭もつぶされ自由に遊べる場所も減る。一方で健康で強い児童を育てることは、強い国家をつくるということになる。国家の要請のもと体育科に対する期待も大きくなった。1894年の日清戦争で日本の勝利は、より強い軍隊が必要なことを国民総体が実感した。強兵を作るための体操を教科の中で充実させようとするのは当然の帰結である。より強い児童を育てるためにより良い体育授業、そのために十分な広さの運動場が必要になる。このような背景のもとに公立小学校に運動場が整備されてきたわけである。

6. 運動場を使う運動会

公立小学校の屋外運動場を論じるには代表的な学校行事である運動会を検討しないといけない。運動会が日本に入ってきた歴史³⁹を調べることも興味深い。現在公立小学校で行われているような学校運動会の歴史をみてみよう。対象は明治期の学校運動会である。

諸外国には例がないといわれる学校行事として、修学旅行・学芸会・展覧会・運動会がある。運動会が普及したのは、教育勅語が下賜された翌年、1891年制定された「小学校祝日大祭日儀式規定⁴⁰」は大きい。祝祭日の学校儀式はすでに各地で行われていたが、この省令により全国一律に実施されるようになった。

この規定は全条文八条までだが以下のように記す。

「第一条 紀元節、天長節、元始節、神嘗祭及び新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左（ここでは下）ノ儀式ヲ行フヘシ

一 学校長教員及生徒

天皇陛下及皇后陛下ノ御影ニ対シ奉り最敬礼ヲ行ヒ且両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス但未タ御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク

- 二 学校長若クハ教員，教育ニ関スル 勅語ヲ奉
読ス
- 三 学校長若クハ教員，恭シク教育ニ関スル 勅
語ニ基キ 聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ
歴代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大
祭日ノ由来ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相応ス
ル演説ヲ為シ忠君愛国ノ志氣ヲ涵養センコト
ヲ務ム
- 四 学校長，教員及生徒，其祝日大祭日ニ相応ス
ル唱歌ヲ合唱ス

第四条 第一条ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ
從ヒ学校長及教員，生徒ヲ率キテ体操場ニ臨
ミ若クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ
心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ」

教育勅語発布とともに、学校ではこの精神にもと
づく教科の授業ばかりでなく、儀式、修学旅行、運
動会などの学校行事を通じてより日本精神を体得さ
せることが重視された。明治新政府は小学校近代学
校教育制度の下で小学校でこれらの学校行事を行う
事で、児童、教師、保護者達に教育の中から国民全
体に日本精神を定着・普及させることを目指した⁴¹。

当時神奈川県である青梅地区の史料では「小学校
祝日大祭日儀式規定」ができる前1887年に行われ
ている⁴²。「12月4日、富岡神社の芝地において学
校子供の体操、成木連合村の今寺村連合の村々の学
校こども集まり、一日体操ありける」とある。寒い
12月、神社の広い芝生の上で行われた運動会であっ
た。また、同日記の1888年の11月17日「藤橋村城
山愛宕神社境内において所々連合学校子供の体操之
有、見物人多分出候也」とある。青梅学校でも1889
年2月11日「紀元節ヲ奉賀シ併セテ帝国憲法御発布
ノ盛典ヲ祝イ奉ル。本校生徒一同積雪ヲ踏ミテ金比
羅山に二上リ運動遊戯ヲナス。」同年は、そのほか
にも、3月20日には二俣尾村連合運動会、同年11月
3日には「天長節の佳辰ヲ賀シ奉り、併セテ明宮嘉
仁親王殿下皇太子ノ御位ニ即カセラレシヨ以テ奉賀
ス。本日ハ全校生徒三百三十名ヲ率イテ 当所鎮守
境内ニ於テ運動会ヲ催ス。」

1889年以降青梅地区行われた運動会は、まさに小

学校祝日大祭日儀式規定の第四条にあるように行わ
れており青梅地区の学校が先取りしてすでに奉
祝行事の一環として定着していた。

当時は就学児童数も少なく、また学校に体操場が
備えられている例はなく、近隣の数校が近辺の河原
や空閑地に集合して学校対抗で競技する〈連合運動
会〉方式が多かった。すなわち、校外の川原、海
岸、神社の境内などに隊列を組んで出かけ、伝統的
な民間の遊びの一種である旗取りや綱引きなどの遊
戯競争や、外来の徒手体操、亜鈴体操、兵式体操な
どの体操を行うものであった。小学校の場合、最初
は郡市単位の連合運動会の形のもものが優勢で、各校
連合して開かれた小学校会場までの往復が遠足も兼
ねた。その後 1894年の日清戦争を機に、戦意高揚
の行事として重視され小学校における運動会は、学
校や地域などで、多くの人が集まって運動競技や遊
戯を楽しむ。地域住民と小学校の交流・友好の場と
して急速に全国規模をもって普及した。軍国主義の
考え方も加味されその性格も、遊びや祭りの側面よ
りは、心身の鍛錬や集団訓練を目ざすほうに重きが
置かれた。日露戦争当時には、全国の小学校で年1
～2回（多くは秋に行われるが春、秋に行われるこ
ともある）施行される学校行事となっていった。児
童就学率の急上昇により学校規模が拡大し文部省が
進める小学校の運動場の設備も整い始め、施設・人
員の両面からも従来の連合運動会に代わって各学校
単位の運動会が開かれるようになった。明治後半か
らは各校別の学校行事として定着した。

7. 特別な屋外施設「奉安殿」

明治期から1945年敗戦までの公立小学校の学校
屋外施設には、現在の公立小学校と大きく異なるも
のとして奉安殿（御真影と教育勅語の謄本を収めて
ある）が存在した。公立小学校に通う児童は登下校
には必ずこの奉安殿を拝礼した。「御真影」とは天
皇・皇后の公式肖像写真である。「御真影」は明治
初期から、各府県庁や特定の団体施設、祝祭日など
に掲げられ拝礼されていた。初代文部大臣森有礼が
1887年9月宮内省、沖縄県尋常師範学校へ天皇・皇

後の「御真影」を下付したのが初めである。1889年12月29日文部省、天皇・皇后の「御真影」を高等小学校にも下付する旨府県に通知（従来は官立・府県立学校のみ）した。神奈川県下の西多摩地域では1890年9月3日に県から伝達を受け翌日、町長、助役、議員、校長らが県の式場で御真影を受領し、西多摩郡下の村々に下付された。そして大日本帝国憲法発布の翌年1890年10月7日小学校令⁴³が出される。これとほぼ同時に同年10月30日「教育二関スル勅語⁴⁴」が公布され、翌日10月31日文部省は、教育勅語の謄本を全国の学校に頒布しその趣旨の貫徹に努めるよう文部大臣芳川顕正は訓令した。教育勅語の頒布の経緯については、青梅市の史料⁴⁵から確認でき1891年1月に頒布されたことが記録⁴⁶にある。このころ全国の各学校に教育勅語謄本と御真影がほぼ行き渡った。教育勅語、御真影の下付に合わせて文部省は、1891年6月17日「小学校祝日大祭日儀式規定」を定め国家祝祭日における学校行事の内容・方法を一定化した。教育勅語、御真影の重要性を組み入れた儀式規定であった。文部省そのほかに学校編成等二関スル規則など小学校令の施行諸細則を定めた。小学校制度の基本構造の確立を文部省は図ったわけである。小学校設備準則⁴⁷の

「第二条 校舎ニハ天皇陛下及皇后陛下ノ御影並教育二関スル勅語ノ謄本ヲ奉置スヘキ場所ヲ一定シ置クヲ要ス」

に基づき大日本帝国憲法発布と同時期に学校へ下付された天皇・皇后の（御真影）と教育勅語謄本とを、校内の一定の場所に（最モ尊重ニ奉置）するよう訓令を出した。当初、これらの品は校長室などの奉安庫（金庫）などに厳重に保管され、儀式などの際に搬出され、校長が恭しく奉読しその意味を児童に教えた。小学校令第三条で教科の第一位に修身が置かれたことは小学校児童の倫理・道徳・精神面での教育の教科として法定化され、奉安殿は小学校設備準則の中で学校施設の重要な場所にある特別な設備として位置づけされた。これ以降学校屋外施設として奉安庫・奉安殿の設置・建設が促進された。

天皇への忠誠、皇室を中心とする精神共同体の日本国を作り上げるために「修身」という教科を最重

要教科として、大日本憲法第一条で定める「万世一系ノ天皇」の臣民となる国民を育てるための教育制度、その最重要な教育勅語の持つ役割は大きかった。国家主義的な道徳を国が作りそのもとに臣民を育て、国家の統合を図る目的の下に作られた教育勅語である。この作成時の総理大臣は山県有朋で、1882年「軍人勅諭」を發布し、天皇制に基づく軍隊という天皇が精神的な主柱であるという考え方を軍隊において定着することに成功していた。教育勅語草案では、文部大臣の芳川顕正、法制局長官井上毅の存在と力は大きい。天皇制に基づく臣民を作る考え方を教育に取り入れたのが教育勅語の精神⁴⁸である。だからその重要な象徴である教育勅語謄本と御真影は奉安庫で保管され、その存在の重要性を児童たちばかりでなく、国民、地域住民にも知らしめる目的があった。ゆえに奉安殿という形で校舎内から学校の屋外施設として一番重要な位置へ建築されたのは必然であった。その後日本は、富国強兵策、軍事国家へ歩み日清・日露戦争を経て、中国・韓国を併合し、軍国主義の道をひたすら走った。

この体制は1945年8月敗戦まで続いた。1946年10月8日文部省は教育勅語奉読の廃止などを通達した。1946年11月日本国憲法が発布され、1948年6月19日衆議院は「教育勅語等排除に関する決議」をし、参議院は「教育勅語等の失効確認に関する決議」をした⁴⁹。

まとめ

公立小学校の学校空間は大まかにいえば、校舎・屋内体育館・プールなどの建築物・構築物とそれ以外の空地で構成されている。この空地を校庭と呼び、あるいは運動場と呼ぶ。この空地は小学校がほぼ占有するので当然教育施設である。本研究は、この空間でいつごろから、どんな体操・運動が行われてきたのか。明治時代の文部省の小学校の体操という教科に対する考え方、それを実践する現場である屋外運動場という施設がどんな考えで整備されてきたのか。東京府の農村部と近郊にある公立小学校の事例から検証した。

寺子屋から近代小学校へ。明治新政府は学制という画期的な教育制度を導入した。しかし当初は欧米の模倣でその制度を運用するしかなかった。体操も構想初期から欧米をモデルとして教科の一つ入っていたが難しく正式な教科になるまで長い年月を必要とした。体操教科を教える先生も少なく、モデルにすべき体操の型も決まらなかった。また体操をする設備・器具、運動場もなかった。町村（基礎自治体）には小学校を設立する義務があり広い運動場を確保する資金、敷地、校舎等を整備する必要があった。さらに急増する就学児童数に対応するため校舎の増・改築を迫られる状況にあった。近代的教育制度を進めたい文部省の教育政策方針と、教育現場である小学校を設立し運営する自治体との間のゆがみが生じていた。自治体は財政不足、教師不足、教科の未整備など多くの課題を抱えていた。

明治新政府が進める学制の行き詰まりを打開したのは森有礼の強力な指導力であった。強い軍人を小学校から教育して作るという極端な方針が兵式体操という形で小学校現場まで持ち込まれた。体操の目的と意義の是非はともかく教科の中の体操の位置づけが明確になった。一時は体操に偏重した時間配分がされた時期もあった。森有礼の考え方（強兵をつくれれば富国になる）は体操が正規な科目、重要な科目になることに大きな役割を果たした。体操教科の意義と価値が明確化されることで体操設備・器具が整備拡充される動きを生んだ。急速に屋外運動場面積に対する数的設備基準ができることになった。西欧をモデルにした教育制度に基づく、教科の日本化が形式化しなかったが初代文部大臣森有礼が就任してから変化した。これは第一回の帝国議会が開催、大日本帝国憲法が発布された時期と重なる。徳川幕府から明治新政府が王政復古して作り上げた天皇を君主とする帝国の教育制度の基礎固めが終わった時期でもある。現在まで続く日本の教育制度の基本的な型がこのころできた。

学制で尋常小学校制度ができた。その時代から現在まで小学校の校庭とは庭か運動場か定義は不明確である。学制がしかれて以来、「校庭」という言葉は日常用語として慣習的に使用されてきたが、制度

上あるいは法律的な用語としては存在しない。制度上位置づけられた運動場と考えた場合、その規定は法律上も見られ面積、形態、立地などの具体的な記述はある。しかしその規定通りに行かない状況もある。特に旧東京市時代から存続する小学校の実態を見ると屋外運動場は学制当初からの面積が少なく狭い。屋外運動場とするには運動・競技種目によっては不適である。しかしながら校庭は屋外遊戯場(庭)としては十分機能する。

校庭は庭か、運動場かということに結論を見出そうとしたのが本研究の目的であるが、文部科学省が定める小学校設置基準による運動場面積に満たない校庭の公立小学校が都心部には多く存在する。この実態に基づいた調査と数的なデータの処理の結果報告は今後の研究課題とする。

以上

注

- 1 東京朝日新聞 記事 1898年1月24日
- 2 読売新聞 記事 1915年3月8日
- 3 『近代日本学校体育史』岸野雄三 竹之下休蔵 1983年 7-8頁
- 4 『青梅市教育史』青梅市教育史編さん会議 1997年 100-107頁
- 5 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 33-39頁
- 6 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 309頁
- 7 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 113頁
- 8 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 310頁
- 9 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 114頁
- 10 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 246頁
- 11 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 247頁
- 12 1885年8月12日太政官布告第23号
- 13 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 245頁
- 14 『渋谷区教育史』資料編 渋谷区教育委員会 1992年 246頁
- 15 『青梅市教育史』青梅市教育史編さん会議 1997年 162頁
- 16 文部大臣官房会計課建築掛編 文部大臣官房会計課

- 1892年7月
- 17 文部大臣官房会計課建築掛編 文部大臣官房会計課
1895年3月
- 18 1872年5月8日文部省布達第13・14号、1873年3月
18日文部省布達第30号、1873年4月17日文部省布達第51
号、1873年4月28日文部省布達第56号
- 19 1872年9月8日文部省布達番外
- 20 1872年11月10日文部省布達番外
- 21 1873年5月19日文部省布達第七十六号)
- 22 1879年9月29日太政官布告第40号
- 23 明治時代の学校教育 多田仁一 多摩のあゆみ第125
号 2007年2月15日 (財)たましん地域財団 p19
- 24 『記念誌開校百年』百周年記念誌編集委員会 瑞穂第
二小学校 1979年43~46頁
- 25 1881年5月4日文部省通達第12号
- 26 1886年5月25日文部省令第8号
- 27 1890年10月7日勅令第215号
- 28 1878年7月には軽体操導入のために、アメリカのア
マースト大学出身の医者リーランドを教師として招聘し
ている。この体操伝習所は、1885年12月東京師範学校附
属となりその後廃止。その後、この流れは高等師範学校
に体操専修科設置に続く
- 29 国会図書館電子データで確認
- 30 国会図書館電子データで確認
- 31 1890年10月7日勅令第215号
- 32 1891年4月8日文部省令第2号
- 33 1879年9月29日太政官布告第40号
- 34 1890年10月7日勅令第215号
- 35 1900年8月20日勅令第344号
- 36 1900年8月21日文部省令第14号
- 37 青梅一小100年史
- 38 成木小記念誌
- 39 日本での運動会の最初は、1874年海軍兵学校でイギ
リス人教官指導のもとに海軍兵学寮で開かれ遊戯会(き
そいあそび)と言われた。この会では、現代にも通じる
競技、徒競走、は、高跳び、幅跳び、三段跳び等現代の
競技スポーツのように、競争が主であった。1978年5月
札幌農学校(現北海道大学)で行われた。この会は袋に
入り走る、石を投げるとか遊戯性の強い会のようなであ
った。第回の会も「札幌停車場沿いの北一条通りは道が良
く草も生えて遊戯会に利用するに格好の場であった。当
時の農学校は、運動場もなくこのように街の空き地を行
政から借用してのそれであった。その後、1885年には東
京大学で(運動会)が開催された。
- 40 1891年6月17文部省令4
- 41 『近代教育の天皇制イデオロギー』 明治期学校行事
の考察 山本信良・今野敏彦 1973年
- 42 『市川家日記』「青梅市史資料集」第四十六号
- 43 1890年10月7日勅令第250号
- 44 1890年10月30日
- 45 青梅市教育史 1997年 編集 青梅市教育史編さん
会議 青梅市教育委員会発行 p220~224

- 46 瑞穂第二小学校100周年記念誌 西多摩村史 1928年
11月1日 西多摩村発行
- 47 1891年4月8日文部省令第2号
- 48 日本教育史 1993年1月14日 編著者 土屋忠雄
吉田 昇 斎藤正二 学文社発行
- 49 東京都教育史 通史編四 1997年3月31日 編集発
行 東京都立教育研究所 p139~140

参考文献

- 『学校屋外運動場の整備指針』1982年1月 編集 財団法人
日本体育施設協会
- 『日本教育史年表』1990年6月 編者 伊ヶ崎 暁生
松島栄一 三省堂
- 『神習のあゆみ』1991年12月 青梅市立第二小学校記念
誌編集委員会 青梅市立第二小学校
- 『関東大震災と「復興小学校」』2012年12月 小林正泰
勁草書房
- 「近代以降の公立小学校の校庭変遷に関する考察」松島由
貴子 沈 悦 ランドスケープ研究 66(5), 2003
- 『写真で見る瑞穂の歩み』1981年3月 瑞穂町教育委員
会
- 『企画展「瑞穂の小学校」』2017年7月 瑞穂町郷土資料
館
- 『明治の小学校』1973年2月 大森久治 泰流社

- 1 小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)別
表(第八条関係)では、

口 運動場面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	2400+10×(児童数-240)
七二一人以上	7200

となっている。

西暦	明治	月	日	明治期小学校関連年表 教育関連年表等参照 筆者作成	掲載 論文頁
1868	1	12	10	森有礼学校取調兼勤、洋学者が教育制度改革に参与し 始める	
1869	2	1	2	京都市市内各町組に小学校を兼営すべき旨申論	
		1	14	木戸孝允「普通教育の振興を急務とすべし建言書」 を政府に提出。欧米風の学校制度を全般的に実施する よう強調	
		1	20	静岡藩 沼津兵学校設立 同付属小学校も設立	
		2	27	兵庫県知事伊藤博文 政府への提出「国是項目」中に 開化の学術を習得させるため大学校・小学校の設立を 提唱	
		3	17	新政府「府県施政順序」中の13項目中に小学校ヲ設ル 事を掲げ庶民を対象とする小学校の設立を奨励	
		6	30	京都府上京第27番組小学校開業式同年中に市内64番組 に各一校の小学校設立	
1870	3	7	6	東京府府下に小学校を6校開設する旨布達 このころ、大学内部で国漢学派と洋学派の争いがある。 洋学派の勝利 アメリカ、イギリス、ドイツなどの留学生を派遣 富国強兵策の興りとともに教育制度改革への着目 藩校の行方、あり方の議論が起こる 御雇外国人の招聘が始まる	
1871	4	9	2	大学を廃し、文部省を創設 初代は江藤新平	
1872	5	2	1	東京府下に共立小学校7校(東京府小学校を引き継ぐ) と洋学校1校を開設することを定める。(文部)	
		2	3	米国駐在少弁務使森有礼、米国の有識者に対し、日 本の教育について意見を求める(その返書を73年 Education in Japan)として刊行	
		2	4	東京裁判所を設置。	

	2	5	新紙幣の発行を布告	
	3	29	東京日日新聞創刊	
	4	5	政府兵部省を廃し、陸・海軍省を設置	
	5	11	東京・大阪・神戸間の電信開通	
	10	14	新橋・横浜間に鉄道開通	
	10	31	横浜にガス灯点灯	
	11	4	官営模範工場、富岡製糸場開業	
	9	5	「学制」を頒布 最初の近代的教育制度法令、全国を学区に分け、各学区にそれぞれ大学・中学・小学等を設立し国民皆学を期する。	
	12	7	小学教育費への国庫補助金(小学委託金)額を定める。各府県人口1人当たり9厘の割で公布。	
1873	6	2	9 小学区は人口600人を標準規模とする。このころ、師範学校の教科書を翻訳した外国のものを使う	
	6		青梅地区では26の小学校創立届が神奈川県に提出された	4
1875	8		全国の小学校数2万4225校に達した。ほぼ全国町村に設立された。	
1876	9	2	15 小学扶助金(委託金)を学齢児童数に比例して配布するように改め7月より実施。	
		11	青梅町、学校建設資金調達に富くじ「青梅学校資価十会講」売り出す	13
1877	10	11	21 南豊島郡下渋谷村 公立小学校設立伺を東京府知事に提出	5
			上渋谷村・中渋谷村連合共有金処分法臨時村会議が開催	
1878	11	10	24 東京に体操伝習所を開設 文部布達 79年4月7日授業開始(リーランド)が指導。	2
1879	12	9	29 学制を廃し教育令を定める。地方官の監督を緩め、民度に適合した教育の普及を目指す。	
1880	13	12	28 改正教育令 教育に対する国家規準を明示、統制を強化。教育費国家補助を廃止	
1881	14	6	18 小学校教員心得を定める(国家主義的教化を行う教員として官定し全国の教員に下付)。	
	14	6	20 文部省、府県区町村に教育会を設立の際は伺いを出させ、開催の都度その状況を報告するように府県に指示。教育会に対する国家規制を強める	
		7	21 学校教員品行検定規則を定める	
		12	28 学校施設の各種集会への使用禁止 民権運動への対策	
1883	16	7	31 教科書採択の認可制を施行。	
		9	17 渋谷小学校並分教場修築	12
1884	17	11	29 小学校の教科として、初めて英語の初歩を加える。	
1885	18	8	12 教育令を再改正。経済不況深刻化に対処し、地方教育費の節減を目的とする。	
		11	18 兵式体操を学校で実施するため、その教員を体操伝習所で要請することを決定。	
		12	22 森有礼初代文部大臣になる。89年2月12日まで。	
1886	19	3	6 陸軍大佐佐山川浩、現役のまま東京師範学校の校長になる。(師範教育の軍隊化始まる)	
		5	17 文部省高等師範学校に、寄宿舎の軍隊式生活管理と兵式体操による訓練との訓令	
1887	20	9	宮内省、沖縄県尋常師範学校へ天皇・皇后の(御真影)を下付 府県立学校に対する下付のはじめ。	29
		12	4 青梅地区で初めて運動会開催	28
1889	22	2	11 大日本帝国憲法発布 森有礼官邸玄関で西野文太郎に刺され翌日死亡	
	22	11	13 徴兵令一部改正され、官公立小学校の教職にある者には、6週間の陸軍現役服務が定められる。	
	22	12	29 文部省、天皇・皇后の御真影を高等小学校へも下付する旨府県に通知(従来は官立・府県立学校のみ)	29
1890	23	5	25 大日本教育会、全国教育界の代表者を集め全国教育者大集会を開く。	
	23	8	小学令改正案をめぐり法律主義をとる内閣と勅令主義をとる枢密院と意見対立	
		9	3 西多摩地区では御真影を受け取り下付された	31
	23	10	7 小学校令を公布86年の小学校令を廃止、市制・町村制に即して小学校制度の詳細を規定。92年4月1日全面施行	
	23	10	30 教育二関スル勅語 発布	
	23	10	31 文部省、教育勅語の謄本を全国の学校に頒布し、その趣旨の貫徹に努めるように訓令。91年中に全国各学校に謄本がほぼ行き渡る。	
	23	11	25 第一回通常議会召集	
		11	29 開会 大日本帝国憲法施行	
1891	24	1	9 第一高等中学校始業式に講師内村鑑三、教育勅語に対し拝礼せず。これを契機として、国家主義者・仏教徒らによるキリスト教排撃高まる。	
		1	青梅地域に教育勅語が頒布される	31
	24	4	8 小学校設備準則を定める。小学校の施設・設備に関する法令の初め。	
	24	6	17 小学校祝日大祭日儀式規定を定める。国家祝祭日における学校儀式の内容・方法を一定。	
	24	8	11 日高藤吉郎、日本体育会創立。93年3月3日体操教師養成のため体操練習所(のちの日本体育大学)を開設	

	24	11	17 小学校教則大綱を定める(省)教育勅語の趣旨に基づき徳性の涵養を最も重視。文部省そのほかに(学校編成等二	
			関スル規則)など小学校令の施行諸細則を定める。小学校制度の基本構造の確立	
	24	11	17 文部省、学校へ下付された天皇・皇后の(御真影)と教育勅語謄本とを、校内の一定の場所に(最も尊重二奉置)するよう訓令。奉安庫・奉安殿の設置始まる	
		11	小学校設備準則改正	14
1892	25	7	文部省会計課『小学校建築図案』出す	14
1893	26	8	12 文部省、学校の祝日大祭日儀式に用いる歌詞・楽譜を選定して公示(君が代等8編)	
1894	27	1	12 文部省就学者の増加をはかるため小学校の二部授業を奨励し、貧困児童の就学のため夜学・日曜学校などを奨励	
	27	9	1 文部省、小学校における体育及び衛生について訓令。体育を重視し、子供の健康管理上の要点を指示。	
1895	28		文部省会計課『学校建築図説明及設計大要』出す	14
1897	30	7	21 文部省、小学校1校当たり10学級程度を標準とすべき旨訓令。児童数が過多となるのを防ぐ。1900.8.21 小学校令 施行規則により12学級以下となる。	
	30	11	10 市町村立尋常小学校の授業料を月額30銭以内とし、授業料に関する規則制定を地方長官に一任。勅	
1898	31	1	24 東京朝日新聞に「運動場利用」の記事初掲載	2
		3	31 文部省、東京の公立小学校が学齢児童の6分の1しか収容していない状態を問題視し、東京市に公立小学校の増設を命ずる。	
1900	33	3	16 市町村立小学校教育費国庫補助法を公布。教員の年功加俸と特別加俸のみ総額100万円補助	
		8	20 小学校令を全面的に改正(尋常小学校を4年制に統一、義務教育の授業料を徴収せず)。	
	33	8	21 文部省、小学校令施行規則を制定(従来の諸規則を統一、教育課程を国定。教科を整理、国語科を作り、仮名の字体を定め字音仮名遣を改定、漢字の数を1200字に制限)。	
1902	36	4	13 小学校令一部改正小学校教科書は原則として文部省が著作権を有するものに限る。国定教科書制度成立。	
	36	11	10 文部省、小学校の校舎校地などを公の集会などに使用することを許可(1881年12月以来の禁止を解く)。	
1907	40	3	21 小学校令改正、尋常小学校(義務教育)年限を6年に延長。高等小学校を2年又は3年制とする。	
			大正	
1913	2	1	28 文部省、学校体操要目を定める。兵式体操を教練と改める	